

昭和区まちづくりサポーター制度設置要綱

(制度の目的)

第1条 昭和区をよりよくしたいという志をもつ方々の、まちづくり事業への参画と、地域団体、行政機関との連携を支援するため本制度を設置する。

(サポーターの要件)

第2条 サポーターは、個人サポーター及び団体サポーターで構成する。

(1) 個人サポーターは、満18歳以上の者とする。

(2) 団体サポーターは、次の団体とする。

ア 満18歳以上の構成員が2名以上所属しており、かつ代表者の取り決めのあ
る企業、学校、及び任意団体等。ただし、団体に未成年が含まれる場合は、
団体において保護者の同意を得ること。

イ 高等学校の課外活動等で、学校がその活動を認めた団体

(サポーターの活動)

第3条 サポーターは、事務局が提示する事業の中から参加希望事業を選択し、ボランティアとして参画する。

2 サポーターは、原則として、電子メールなどインターネットを介して事務局と連絡を取るものとする。

(対象事業)

第4条 本制度は、次に掲げる事業を対象とする。

- (1) 区内行政機関が主催するイベント等
- (2) 安心・安全で快適なまちづくりに関する地域活動
- (3) 区の魅力やまちづくり活動の取材及び広報
- (4) 緑化活動
- (5) まちづくりへの提言
- (6) その他、事務局がまちづくりに寄与すると認めるもの

(事務局)

第5条 事務局は、次に掲げる事業を行う。

- (1) サポーターの募集、登録
- (2) 対象事業の選定、及びサポーターへの情報提供
- (3) サポーターと事業主体との連絡調整
- (4) サポーター参画事業の結果報告

- 2 事務局は、昭和区役所区政部地域力推進課に置く。
- 3 事務局は、本制度を運用するに当たり、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号。）、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。）その他関係法令を遵守しなければならない。

（登録）

第 6 条 登録は、次の事項を明記して事務局へ申請する。

- (1) 個人サポーターについては、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、学生の場合は学校名
 - (2) 団体サポーターについては、代表者の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、団体名、学生の場合は学校名、並びに当該団体構成員の氏名、性別、生年月日
- 2 申請があった場合には、第 2 条の要件を審査したうえで登録する。
 - 3 サポーターは、登録事項に変更があった場合には、速やかに事務局に届け出なければならない。

（登録抹消）

第 7 条 次のいずれかに該当する場合には、登録を抹消する。

- (1) 登録抹消の申請があった場合
- (2) 当該サポーターの言動が、本制度の運営に不利益をもたらすと判断される場合
- (3) その他、特に必要と認められる場合

（費用負担）

第 8 条 サポーターが利用する機器に関する経費、インターネット接続を含む通信費用、交通費、ボランティア保険その他の経費は原則としてサポーターが負担する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は事務局が決定する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。